

確認制度（給付を受ける施設・事業者の確認）について

確認制度の概要

○給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する手続きが必要になります。
⇒これら施設型給付の支給に係る施設として確認した施設を「特定教育・保育施設」といいます。

○市町村は、各施設・事業の**利用定員**を定めた上で確認を行います。

- ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。
- ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
- ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整の対象となり、（減算措置）利用定員増の監督の対象となります。

○施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなされます。

※現行どおり、私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出が必要です。

石狩市における利用定員設定の方針（既存施設について）

○上記の制度概要を基本として、施設・事業者の意向を考慮し、実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していきます。